

調達管理番号・案件名

24a00783\_東ティモール国南部開発に係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2024年12月13日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	第2章、第2条『調査の目的と範囲』	第2条に記載されている『東ティモール南部』『南部地域』について、具体的な対象範囲の想定があればご教示ください。	『東ティモール南部』と『南部地域』は同じ地域を指しており、コバリマ県、マヌファヒ県、アイナロ県、マナウト県、ビケケ県、ロウテム県の6県を対象範囲として想定しております。
2	12	第2章、第4条『調査の内容』現地作業、(7)開発シナリオの検討	項目(7)開発シナリオの2項目に記載されている『対象セクターの選定』について、選定する対象セクターは日本が今後の支援対象にする産業のセクターを意図されていますでしょうか。対象セクターにつき、意図されている定義を御説明いただけると幸いです。	南部地域開発全体のシナリオの中で、今後日本が開発協力をを行うにあたって優先的に実施すべき対象セクターの選定を意味しております。そのため、対象セクターについては、産業というくくりの中でのセクターでなく、運輸交通インフラ等も含めたセクターの選定を意図しております。

以上